

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

本 別 町 農 業 委 員 会
第 2 4 回 総 会 議 事 録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

自 平成28年4月25日
至 平成28年4月25日

本 別 町 農 業 委 員 会

第 2 4 回本別町農業委員会総会議事録

開催日時	平成 2 8 年 4 月 2 5 日 (月曜日)											
開催場所	本別町役場 3階会議室											
開催及び 閉会日時	開 会	平成 2 8 年 4 月 2 5 日			午後 4 時 1 0 分							
	閉 会	平成 2 8 年 4 月 2 5 日			午後 4 時 5 2 分							
出席委員 (11名)	議 席	委 員 名			出	欠	議 席	委 員 名			出	欠
	1 番	荒 木 幸 造			○		9 番	牧 田 安 史			○	
	2 番	山 西 輝 美			○		1 0 番	小 笠 原 徹			○	
	3 番	新 津 初 男			○		1 1 番	齋 等			○	
	4 番	細 田 昇			○							
	5 番	荒 哲 弘			○							
	6 番	阿 保 静 夫			○							
	7 番	山 西 二三夫			○							
	8 番	風 間 進			○							
職務のため出席 した者の職名		事務局長 郡 弘 幸 主 任 南 部 裕 介 主 事 山 崎 拓										
議 長		会 長 山 西 輝 美										
議事録署名委員		8 番 風 間 進 委員 9 番 牧 田 安 史 委員										

第 2 4 回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

日程 1 議事録署名委員の指名 8 番 風間進委員 9 番 牧田安史委員

日程 2 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

日程 3 報告第 2 号 農地転用に係る完了届について

日程 4 報告第 3 号 農地一時転用に係る完了届について

日程 5 報告第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について

日程 6 議案第 1 号 現況証明願について

日程 7 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程 8 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

閉会宣言

第24回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言	(午後4時10分)
山西議長	本日、農業委員会総会の開催にあたり、委員の皆様には公私共何かとお忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。 それでは、只今から、第24回本別町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は11名です。 よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。
日程1	議事録署名委員の指名
山西議長	議事録署名委員を指名致します。 本日の議事録署名委員は、会議規則第14条により、8番風間進委員、9番牧田安史委員を指名しますので宜しくお願いします。
日程2	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
山西議長	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。1番と2番について、一括報告と致します。 事務局より報告内容の説明を求めます。
山崎主事	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので報告する。 平成28年4月25日、本別町農業委員会会長。 番号1番と番号2番 朗読 以上です。
山西議長	只今、事務局から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。 どなたか質問ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですので、報告第1号はこれで報告済みといたします。

<p>日 程 3</p>	<p>報告第2号 農地転用に係る完了届について</p>
<p>山西議長</p>	<p>報告第2号、農地転用に係る完了届について、を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について報告いたします。事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>報告第2号、農地転用に係る完了届について</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による農地転用事業に係る完了届のあったものについて報告する。</p> <p>平成28年4月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番 朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長</p> <p>新津委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>報告第2号1番について報告いたします。平成28年4月13日に、私新津と荒委員、牧田委員の3名で調査をまいりました。</p> <p>平成27年8月4日付け本農委第27-2号で許可した本件について、計画どおり転用が完了していたことを確認してまいりましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですので、報告第2号1番はこれで報告済みと致します。</p> <p>次に、2番について報告いたします。事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号2番 朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長</p> <p>新津委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>報告第2号2番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>平成27年8月4日付け本農委第27-3号で許可した本件について、計画どお</p>

<p>山西議長</p>	<p>り転用が完了していたことを確認してまいりましたので報告いたします。</p> <p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですので、報告第2号2番はこれで報告済みと致します。</p>
<p>日 程 4</p>	<p>報告第3号 農地一時転用に係る完了届について</p>
<p>山西議長</p>	<p>報告第3号、農地一時転用に係る完了届について、を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について報告いたします。事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
<p>山西議長</p>	<p>報告第3号、農地一時転用に係る完了届について</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による農地一時転用事業に係る完了届のあったものについて報告する。</p> <p>平成28年4月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>番号1番 朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
<p>新津委員</p>	<p>報告第3号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>平成24年6月25日付け本農委第24-1号指令で許可した本件について、現地は計画どおり火山灰を採取後、作業性の良い耕作適地に復元されていることを確認いたしましたので報告いたします。</p> <p>なお、削り過ぎた法面の現状を回復するために盛った土が崩れ隣接地に影響を及ぼした場合、現状を回復するよう事前に指導いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>

山西議長	<p>質問がないようですので、報告第3号1番はこれで報告済みと致します。</p> <p>次に、2番について報告いたします。事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号2番 朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長 新津委員	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>報告第3号2番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>平成25年8月23日付け本農委第25-4号指令で許可した本件について、当該地は当初より農地に付帯する作業用通路であり、一時転用前の状況に回復している旨、貸主の同意を得て完了していることを確認いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですので、報告第3号2番はこれで報告済みと致します。</p> <p>次に、3番について報告いたします。事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号3番 朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長 新津委員	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>報告第3号3番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>平成27年3月25日付け本農委第26-4号指令で許可した本件について、現地は計画どおり砂利を採取後、作業性の良い耕作適地に復元されていることを確認いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p>

	<p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですので、報告第3号3番はこれで報告済みと致します。</p>
日 程 5	<p>報告第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について</p>
山西議長	<p>報告第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について、を議題とします。事務局より報告内容の説明を求めます。</p>
南部主任	<p>報告第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について 農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行ったので下記のとおり報告する。平成28年4月25日 本別町農業委員会会長 番号1番 朗読 番号1番については、成立しました。なお、土地の評価表及び特記事項につきましては記載のとおりであります。以上です。</p>
山西議長	<p>次に、調整委員長から調整結果について報告願います。</p>
荒木委員	<p>1 番の利用調整結果について、報告いたします。現地調査日は平成28年4月11日、調整委員会は、平成28年4月19日に開催し、当日の調整委員は、私荒木と山西二三夫委員、小笠原委員、地区の牧田委員にアドバイスをお願いして行いました。 氏が売買を希望している農地について調整を行った結果、A団地は当該地区標準モデル価格 36 万円・土地評価点 94 点、10a 当り 33 万 8 千 4 百円で、 氏と調整を行ったところ、出し手・受け手双方合意により調整が成立したことを報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調整委員長から報告がありましたが、この報告に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですので、報告第4号はこれで報告済みといたします。</p>
日 程 6	<p>議案第 1 号 現況証明願について</p>
山西議長	<p>議案第1号 現況証明願について、を議題とします。</p>

<p>山崎主事</p>	<p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p> <p>議案第1号 現況証明願について 次のとおり現況証明願があったので審議の上、証明書を発給するものとする。</p> <p>平成28年4月25日 本別町農業委員会会長</p> <p>番号1番 朗読</p> <p>以上です。</p> <p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p>
<p>山西議長 新津委員</p>	<p>議案第1号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は 番、番は宅地化して、番は雑種地化して相当年経過していると見られることから、現況証明の発行は止むをえないものと見て参りましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第1号は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第1号は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。</p>
<p>日 程 7</p>	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</p>
<p>山西議長</p>	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>はじめに、1番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の</p>

<p>山西議長 新津委員</p>	<p>規定による許可申請について、下記の通り提出があったので許可の可否について議決を求める。平成28年4月25日、本別町農業委員会会長。</p> <p>農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査書を添付しましたので説明を省略させていただきます。</p> <p>番号1番 朗読</p> <p>以上です。</p> <p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号1番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、2番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号2番 朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長 新津委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号2番について報告いたします。調査日、調査委員については報告</p>

<p>山西議長</p>	<p>第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p> <p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号2番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号2番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、3番について提案いたします。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p> <p>番号3番 朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長 新津委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号3番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号3番は提案のとおり許可する</p>

<p>山西議長</p>	<p>ことに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号3番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、4番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号4番 朗読</p> <p>以上です。</p>
<p>山西議長 新津委員</p>	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号4番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p> <p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
<p>山西議長</p>	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号4番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
<p>山西議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号4番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、5番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
<p>山崎主事</p>	<p>番号5番 朗読</p> <p>以上です。</p>

山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
新津委員	議案第2号5番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。 本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。
山西議長	只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号5番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第2号5番は提案のとおり許可することに決定されました。 次に、6番について提案いたします。 事務局より提案内容の説明を求めます。
山崎主事	番号6番 朗読 以上です。
山西議長	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。
新津委員	議案第2号6番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。 本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。
山西議長	只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

山西議長	<p>(ありませんとの声)</p> <p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号6番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
山西議長	<p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号6番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、7番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
山崎主事	<p>番号7番 朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長 新津委員	<p>次に、調査委員長から調査結果について報告願います。</p> <p>議案第2号7番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。</p>
山西議長	<p>本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。</p>
山西議長	<p>只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p>
山西議長	<p>(ありませんとの声)</p> <p>質問がないようですのでお諮りします。議案第2号7番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
山西議長	<p>(ありませんとの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第2号7番は提案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、8番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>

山崎主事	番号8番 朗読 以上です。
山西議長 新津委員	次に、調査委員長から調査結果について報告願います。 議案第2号8番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第2号1番と同じです。 本申請は、農地法第3条による贈与の申請であり、申請書に基づき記載内容と現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。
山西議長	只今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	質問がないようですのでお諮りします。議案第2号8番は提案のとおり許可することに異議ありませんか。 (ありませんとの声)
山西議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第2号8番は提案のとおり許可することに決定されました。
日 程 8	議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
山西議長	議案3号農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、を議題とします。 はじめに1番から6番について提案いたします。 事務局より提案内容の説明を求めます。
南部主任	議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について。次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について決議を求め。平成28年4月25日、本別町農業委員会会長。 番号1番から番号6番 朗読 以上です。
山西議長	只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。ど

山西議長	<p>なたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p> <p>質問がないようですのでお諮りします。議案第3号1番から6番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号1番から6番は提案のとおり決定されました。</p>
山西議長	<p>次に、7番について提案します。本件は新津委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定により、新津委員の退席を求めます。</p> <p>(新津委員退席)</p>
山西議長	<p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
南部主任	<p>番号7番 朗読</p> <p>以上です。</p>
山西議長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第3号7番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号7番は提案のとおり決定されました。</p> <p>ここで新津委員の復席を許可します。</p> <p>(新津委員着席)</p>
山西議長	<p>次ぎに、8番から14番について提案いたします。</p> <p>事務局より提案内容の説明を求めます。</p>
南部主任	<p>番号8番から番号14番 朗読</p>

山西議長	<p>以上です。</p> <p>只今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。どなたか質問ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>質問がないようですのでお諮りします。議案第3号8番から14番は、提案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(ありませんとの声)</p>
山西議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第3号8番から14番は、提案のとおり承認することに決定されました。</p> <p>以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。これで会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。</p> <p>午後4時52分終了する。</p>

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 28 年 4 月 25 日

議 長

署名委員

署名委員